個人情報ファイルの名称	公衆浴場設備改善補助金綴	
行政機関等の名称	尾道市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織等の名称	市民生活部環境政策課	
個人情報ファイルの利用 目的	補助金交付業務のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	公衆浴場開設届を提出した者のうち、一般公衆浴場を開設した者。	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□含む ☑含まない	
記録情報の経常的提供先	市民生活部環境政策課	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)尾道市市民生活部環境政策課 (所在地)〒722-8501 尾道市久保一丁目 15番 1号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令等の規定によ る特別の手続等	公衆浴場設備改善補助金綴の各記録項目の内容については、 公衆浴場施行細則(平成 20 年規則第 39 号)第 7 条に基づき 訂正請求ができる。	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル)	

	令第21条第6項第2号に	
	該当するファイル	
	□有 ☑無	
備考		

個人情報ファイルの名称	犬の登録・注射済票	
行政機関等の名称	尾道市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織等の名称	市民生活部環境政策課	
個人情報ファイルの利用 目的	狂犬病予防業務の情報管理を行うため。	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	犬の登録申請書を提出した者。	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□含む ☑含まない	
記録情報の経常的提供先	市民生活部環境政策課	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)尾道市市民生活部環境政策課 (所在地)〒722-8501 尾道市久保一丁目 15番1号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令等の規定によ る特別の手続等	犬の登録届の各記録項目の内容については、狂犬病予防法 (昭和 25 年法律第 247 号)第 4 条第 4 項に基づき訂正請求が できる。	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号</li><li>□法第60条第2項第2号</li><li>(マニュアル処理ファイル)</li></ul>	

	令第21条第6項第2号に	
	該当するファイル	
	□有 ☑無	
備考		

im t letter — A v. a in Th	Ver 1) et - 7 pt. 416 76	
個人情報ファイルの名称	狂犬病予防業務一件綴 	
行政機関等の名称	尾道市長	
個人情報ファイルが利用		
に供される事務をつかさ どる組織等の名称	市民生活部環境政策課	
個人情報ファイルの利用 目的	狂犬病予防業務の情報管理を行うため。	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	犬の登録申請書を提出した者。	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□含む ☑含まない	
記録情報の経常的提供先	市民生活部環境政策課	
開示請求等を受理する組	(名 称) 尾道市市民生活部環境政策課	
織の名称及び所在地	(所在地) 〒722-8501	
	尾道市久保一丁目 15 番 1 号	
訂正及び利用停止に関す	犬の登録届の各記録項目の内容については、狂犬病予防法	
る他の法令等の規定によ	(昭和 25 年法律第 247 号)第 4 条第 4 項に基づき訂正請求が	
る特別の手続等 	できる。	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2号 (電算処理ファイル) (マニュアル処理ファイル)	

	令第21条第6項第2号に	
	該当するファイル	
	□有 ☑無	
備考		

個人情報ファイルの名称	斎場一件綴	
行政機関等の名称	尾道市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織等の名称	市民生活部環境政策課	
個人情報ファイルの利用 目的	斎場業務の情報管理を行うため	め。
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	斎場業務に携わる者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□含む ☑含まない	
記録情報の経常的提供先	市民生活部環境政策課	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)尾道市市民生活部環境政策課 (所在地)〒722-8501 尾道市久保一丁目 15 番 1 号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令等の規定によ る特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

	令第21条第6項第2号に	
	該当するファイル	
	□有 ☑無	
備考		

個人情報ファイルの名称	尾道市補助金交付一件綴 	
行政機関等の名称	尾道市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織等の名称	市民生活部環境政策課	
個人情報ファイルの利用 目的	補助金業務のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	補助金申請があった者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□含む ☑含まない	
記録情報の経常的提供先	市民生活部環境政策課	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)尾道市市民生活部環境政策課 (所在地)〒722-8501 尾道市久保一丁目 15番 1号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令等の規定によ る特別の手続等	尾道市補助金交付一軒綴の各記録項目の内容については、尾 道市補助金交付規則(昭和 38 年規則第 18 号)第 9 条に基づ き訂正請求ができる。	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号</li><li>□法第60条第2項第2号</li><li>(マニュアル処理ファイル)</li></ul>	

	令第21条第6項第2号に	
	該当するファイル	
	□有 ☑無	
備考		

個人情報ファイルの名称	改葬許可申請書	
行政機関等の名称	尾道市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織等の名称	市民生活部環境政策課	
個人情報ファイルの利用 目的	改葬業務の情報管理を行うため	か。
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	改葬許可申請書を提出した者。	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□含む ☑含まない	
記録情報の経常的提供先	市民生活部環境政策課	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) 尾道市市民生活部環境政策課 (所在地) 〒722-8501 尾道市久保一丁目 15 番 1 号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令等の規定によ る特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

	令第21条第6項第2号に	
	該当するファイル	
	□有 ☑無	
備考		

個人情報ファイルの名称	墓地(納骨堂、火葬場)経営許可申請書	
行政機関等の名称	尾道市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織等の名称	市民生活部環境政策課	
個人情報ファイルの利用 目的	墓地管理業務の情報管理を行うため。	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	墓地(納骨堂、火葬場)経営許可申請書を提出した者。	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□含む ☑含まない	
記録情報の経常的提供先	市民生活部環境政策課	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)尾道市市民生活部環境政策課 (所在地)〒722-8501 尾道市久保一丁目 15番 1号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令等の規定によ る特別の手続等	墓地(納骨堂、火葬場)経営許可申請書の各記録項目の内容に ついては、墓地、埋葬等に関する法律施行細則(令和元年規 則第32号)第4条に基づき訂正請求ができる。	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号</li><li>□法第60条第2項第2号</li><li>(マニュアル処理ファイル)</li></ul>	

	令第21条第6項第2号に	
	該当するファイル	
	□有 ☑無	
備考		

	草地ム幅	
個人情報ファイルの名称 	墓地台帳 	
行政機関等の名称	尾道市長	
個人情報ファイルが利用		
に供される事務をつかさ どる組織等の名称	市民生活部環境政策課	
個人情報ファイルの利用 目的	墓地管理業務の情報管理を行うため。	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	尾道市営墓地使用許可申請書	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□含む ☑含まない	
記録情報の経常的提供先	市民生活部環境政策課	
開示請求等を受理する組	(名 称)尾道市市民生活部環境政策課	
織の名称及び所在地	(所在地) 〒722-8501	
	尾道市久保一丁目 15番 1号	
訂正及び利用停止に関す	尾道市営墓地使用許可申請書の各記録項目の内容について	
る他の法令等の規定によ	は、尾道市市営墓地条例施行規則(平成6年規則第12号)第	
る特別の手続等	9条に基づき訂正請求ができる。	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号</li><li>□法第60条第2項第2号</li><li>(電算処理ファイル)</li><li>(マニュアル処理ファイル)</li></ul>	

	令第21条第6項第2号に	
	該当するファイル	
	□有 ☑無	
備考		

個人情報ファイルの名称	災害時協力井戸台帳	
行政機関等の名称	尾道市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織等の名称	市民生活部環境政策課	
個人情報ファイルの利用 目的	災害時に使用可能な井戸の状況の把握のため。	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	災害時協力井戸申請書を提出した者。	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□含む ☑含まない	
記録情報の経常的提供先	市民生活部環境政策課	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)尾道市市民生活部環境政策課 (所在地)〒722-8501 尾道市久保一丁目 15番 1号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令等の規定によ る特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<ul><li>☑法第60条第2項第1号</li><li>□法第60条第2項第2号</li><li>(マニュアル処理ファイル)</li></ul>	

	令第21条第6項第2号に	
	該当するファイル	
	□有 ☑無	
備考		

個人情報ファイルの名称	生活衛生業台帳
行政機関等の名称	尾道市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織等の名称	市民生活部環境政策課
個人情報ファイルの利用 目的	生活衛生関係業務の状況の把握のため。
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号
記録範囲	生活衛生業の開設届を提出した者。
記録情報の収集方法	本人から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	□含む ☑含まない
記録情報の経常的提供先	市民生活部環境政策課
開示請求等を受理する組	(名 称)尾道市市民生活部環境政策課
織の名称及び所在地	(所在地) 〒722-8501 尾道市久保一丁目 15番1号
	生活衛生業台帳の各記録項目の内容については、美容師法施 行細則(平成 19 年規則第 30 号)第 3 条、理容師法施行細則
訂正及び利用停止に関す	(平成 19 年規則第 29 号)第 3 条、旅館業法施行細則(平成 20
る他の法令等の規定によ	年 3 月 25 日)第 7 条、公衆浴場施行細則(平成 20 年規則第
る特別の手続等	39号)第7条、クリーニング業法施行細則(平成19年規則第
	28号)第4条及び興行場法施行細則(平成22年規則第9号)
	第6条に基づき訂正請求ができる。

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 令第21条第6項第2号に 該当するファイル □有 ☑無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		